

# 情報経営イノベーション専門職大学学則

令和2年4月1日制定  
令和2年12月22日改正  
令和6年2月26日改正  
令和6年6月19日改正  
令和7年2月14日改正  
令和8年3月31日改正  
情報経営イノベーション専門職大学規程第1号

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 学部、学科の組織、定員（第6条～第8条）
- 第3章 教職員の組織（第9条～第17条）
- 第4章 大学運営会議・学部教授会（第18条～第21条の2）
- 第5章 学年・学期及び休業日（第22条～第24条）
- 第6章 教育課程（第25条）
- 第7章 修業年限（第26条～第29条）
- 第8章 入学・再入学・編入学（第30条～第36条）
- 第9章 授業科目、単位（第37条～第39条）
- 第10章 履修登録、単位の授与、卒業要件単位数等（第40条～第44条）
- 第11章 学籍異動（第45条～第50条）
- 第12章 卒業（第51条～第53条）
- 第13章 賞罰（第54条～第55条）
- 第14章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第56条～第58条）
- 第15章 学費等（第59条～第63条）
- 第16章 附属機関（第64条～第68条）
- 第17章 図書館（第69条）
- 第18章 保健室（第70条）
- 第19章 学生相談室（第71条）
- 第20章 削除（第72条）
- 第21章 IR室（第73条）
- 第22章 改正（第74条）

## 附則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学」という。）は、「変化を楽しみ、自ら学び、革新を創造する」ことを教育理念とし、広くイノベーションに関する知識と専門の学術を深く教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする。

### (自己点検及び評価)

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うほか、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を公表する。

2 自己点検及び評価の実施については別に定める。

### (教育研究情報の公表)

第3条 本学は、公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすという観点から、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用、その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

2 教育研究情報の公表については別に定める。

### (教育・研究の質的向上)

第4条 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修等を実施する。

2 教育・研究の資的向上のための研修等の実施については別に定める。

### (管理運営に必要な教職員への研修等)

第5条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための組織的な研修を行う。

2 管理運営に必要な教職員への研修等については別に定める。

## 第2章 学部、学科の組織、定員

### (学部・学科)

第6条 本学に次の学部・学科を置く。

情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科

(英語名称) Faculty of Information and Management for Innovation

Department of Information and Management for Innovation

### (定員)

第7条 本学の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学部・学科の名称	入学定員	収容定員
情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科	160人	640人
合 計	160人	640人

(情報経営イノベーション学部の目的)

第8条 情報経営イノベーション学部は、変化し続ける時代の中で、経営と情報通信技術に関する理論と実践力、国際的なコミュニケーション能力、これらを組み合わせた応用力を主体的に身に付け、新たなサービス・ビジネスを生み出す人材を育成し、国際社会と地域社会の産業発展に貢献することを目的とする。

### 第3章 教職員の組織

(学長)

第9条 本学に学長を置く。

2 学長は本学を統括し代表する。

(副学長)

第10条 本学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長・学部長補佐・学科長)

第11条 情報経営イノベーション学部に学部長を置く。

2 学部長は学部を代表し、当該学部の運営をつかさどるとともに、本学の運営に関して学長を補佐する。

3 学部に、学部長補佐を置くことができる。学部長補佐は学部長を補佐し、学部長に事故があったときはその職務を代行する。

4 情報経営イノベーション学科に学科長を置くことができる。学科長は学科を代表し、当該学科の運営をつかさどる。

(教職員)

第12条 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の必要な職員を置く。

(事務局)

第13条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 その他事務局に関し必要な事項は別に定める。

(名誉教授)

第14条 本学に、名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は別に定める。

(特任教員)

第15条 本学に、特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関し必要な事項は別に定める。

(客員教員)

第16条 本学に、客員教員を置くことができる。

2 客員教員に関し必要な事項は別に定める。

(特別招聘教員)

第17条 本学に、特別招聘教員を置くことができる。

2 特別招聘教員に関し必要な事項は別に定める。

#### 第4章 大学運営会議・学部教授会

##### (大学運営会議)

第18条 本学の経営に関する重要事項を審議するため、本学に大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、学長、副学長、学部長、事務局長及び学長の推薦により理事長が任命する者をもって組織する。

3 大学運営会議は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。

4 大学運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 大学の中期目標計画に関する事項

(2) 大学の年度計画に関する事項

(3) 文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項

(4) 大学の予算の作成及び執行に関する事項

(5) 大学の決算に関する事項

(6) 教員人事に関する事項

(7) 大学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(8) 大学の内部統制に関する重要事項

(9) 大学のリスクマネジメント、危機管理に関する事項

(10) 大学の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(11) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(12) 本学の国際化に係る海外教育研究機関・海外企業との連携に関する事項

(13) 大学運営に係るSDに関する事項

(14) 内部質保証に関する事項

(15) その他本学の経営に関する重要事項

5 大学運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

第19条 削除

##### (学部教授会)

第20条 本学の学部に教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

2 学部教授会は、学部長、当該学部に配置された基幹教員の教授及び事務局長をもって組織する。

3 前項に規定する者のほか、当該学部に配置された基幹教員の准教授、講師及び助教並びに事務職員その他の必要な職員を学部教授会に加えることができる。

4 学部教授会は学部長が招集し、その議長となる。学部長が議長をつとめることができない場合は、学部長が指名した者がこれに代わるものとする。

5 学部教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学の中期目標計画に関する事項のうち、当該学部の教育研究に関するもの

(2) 大学の年度計画に関する事項のうち、当該学部の教育研究に関するもの

(3) 学生の入学、卒業、課程の修了及び学籍異動に関する事項

(4) 学位の授与に関する事項

(5) 学生の賞罰に関する事項

(6) 教育課程の編成に関する事項

(7) その他、教育研究に関する重要な事項のうち、学長が必要と認めて定めたもの

6 学部教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

7 前各項に定めるもののほか、学部教授会の運営に関し必要な事項は学長が別に定める。  
(委員会)

第21条 本学に委員会を置く。

2 本学に置く委員会に関し、必要な事項は別に定める。

第21条の2 学部教授会に委員会を置く。

2 学部教授会に置く委員会に関し、必要な事項は別に定める。

## 第5章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第22条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

2 前項の学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、学部教授会の意見を聞いて、前項に定める前期及び後期の期間を変更することができる。

(授業期間)

第23条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め原則として35週とする。

(休業日)

第24条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 学園の創立記念日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(4) 夏期休業

(5) 冬期休業

(6) 春期休業

2 前項第4号から第6号までの休業期間については、学長が別に定める。

3 学長は、必要に応じ第1項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

## 第6章 教育課程

(教育課程連携協議会)

第25条 産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的

に実施するための教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会については別に定める。

## 第7章 修業年限

### (修業年限)

第26条 本学の修業年限は4年とする。

2 在学年次を第1学年から第4学年までに分ける。

3 在学期間は、8年を超えることはできない。

4 第1項の修業年限を前期課程、後期課程と区分することができる。前期課程、後期課程については別に定める。

### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

### (大学以外の教育施設等における学修)

第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

### (入学前の既修得単位等の認定)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第56条（科目等履修生）の規定により修得した単位を含む。）を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

## 第8章 入学・再入学・編入学

### (入学の時期)

第30条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第31条 本学に入学することができる資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修学年限が3年以上あることその他文部科学大臣が定める基準を満たしたものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に履修した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (9) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

(入学志願)

第32条 入学志願者は、入学願書等本学所定の書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第33条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き・保証人)

第34条 前条により合格とされた者は、保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 2 前項の保証人は、父母あるいは親族であって独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認められた者に限る。
- 3 保証人は、当該学生在学中は本人に係る一切の事柄について連帯責任を負わねばならない。
- 4 保証人に転居、転籍等があったときは速やかにその旨を届け出なければならない。
- 5 保証人がその資格を失ったときはあらためて誓約書を提出しなければならない。

(入学許可)

第35条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第36条 学長は、本学に再入学、編入学又は転入学をしようとする者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 再入学、編入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

## 第9章 授業科目、単位

### (授業科目等)

第37条 授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に区分する。

2 前項に規定する授業科目の区分ごとに学部が開設する授業科目の名称及び単位数は、それぞれ別表1のとおりとする。

3 前項に規定する授業科目の履修方法は、学部の履修規程の定めるところによる。

### (授業の方法)

第38条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用し、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることもできる。

### (単位の計算方法)

第39条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第38条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

## 第10章 履修登録、単位の授与、卒業要件単位数等

### (履修登録)

第40条 学生は、履修を希望する授業科目を所定の期間に登録しなければならない。

2 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、第1学年にあっては46単位、第2学年から第4学年までにあっては42単位とする。

3 学部は、別に定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

### (単位の授与)

第41条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他の学部が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格した者に単位を与えるものとする。

### (単位授与の時期)

第42条 前条の規定に基づき単位を与える時期は、学期末又は学年度末とする。

### (成績評価等)

第43条 成績の評価方法及び評価基準は、学部の履修規程の定めるところによる。

2 本学は、学生に対して授業の方法、内容及び計画並びに成績の評価方法及び評価基準をあらかじめ明示し、成績の評価にあたっては当該基準に従って適切に行わなければならない。

(卒業要件単位数)

第44条 卒業要件単位数は、別表2のとおりとする。

### 第11章 学籍異動

(休学)

第45条 病気その他やむを得ない事由により3ヵ月以上欠席する場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により延長を認めることがある。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に含まない。

(復学)

第46条 休学期間が満了した者又は休学期間中であってもその事由が消滅した者は、学長の許可を得て、学期の始めから復学することができる。

(留学)

第47条 外国の大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学をすることができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は在学期間に算入することができる。

3 第1項により修得した単位は、学部教授会の議に基づき、卒業要件単位として認定することができる。

4 留学に関する規程は別に定める。

(退学)

第48条 退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

(除籍)

第49条 次の各号の一に該当する者は、学部教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 8年の在学期間を超えた者

(3) 第45条第2項及び第3項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(4) 履修登録を怠り、督促してもなお登録しない者

(5) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

2 前項第1号の除籍は、授業料を1期支払わず、催告を受けてもなおこれを支払わない者に対して行うものとする。

(転学・転入学)

第50条 他の大学に転学を志望する者は、所定の手続きに従い学長の許可を得なければならない。

- 2 他の大学から本学への転入学を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考の上、学部教授会の議を経て学長が転入学を許可することがある。
- 3 前項の規定により転入学した学生の在学期間には、転入学以前の他の大学における在学期間の全部又は一部を通算することができる。

## 第12章 卒業

### (卒業)

第51条 学長は、第26条第1項の修業年限以上在学し、学部の履修規程で定める授業科目を履修し、第44条の卒業要件単位数を修得した学生に対して、学部教授会の議を経て、卒業を認定する。

### (学位の授与)

第52条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して情報経営イノベーション学士（専門職）の学位を授与する。

- 2 学位に関する事項は別に定める。

### (卒業の時期)

第53条 学生を卒業させる時期は、各学期末とする。

## 第13章 賞罰

### (表彰)

第54条 人物、学業が優秀な者又は学生の模範として表彰に値する行為があった者は、学部教授会の議を経て、学長が表彰する。

### (懲戒)

第55条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は、学生の本分に反する行為があったときは、学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
  - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者
- 4 第2項に規定する停学の期間は在学期間に算入する。ただし、当該停学の期間が通算して3ヶ月以上にわたる場合は、当該停学の期間は第51条の規定により卒業を認定するにあたっての在学期間としては算入しない。

## 第14章 科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

### (科目等履修生)

第56条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第56条の2 学長は、本学において特定の課題について研究しようとする者がいるときは、本学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第57条 他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との単位互換協定に基づき、本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、特別聴講学生として受講を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する事項は別に定める。

(外国人留学生)

第58条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する事項は別に定める。

## 第15章 学費等

(授業料等の額)

第59条 検定料、入学料、授業料及び施設維持費の額は、別に定める。

(検定料)

第60条 検定料は、入学を志願するときに納付しなければならない。

(入学料)

第61条 入学料は、入学を許可されるときに納付しなければならない。

2 特別の事由があると認めた学生については、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 前2項に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第62条 授業料は、毎年4月及び10月において、全納もしくは2分の1ずつを納付しなければならない。ただし、特別の事由があると認めた学生については、月割分納を認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前学期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後学期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前学期又は前学期及び後学期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

4 前学期又は後学期の中途において、退学した者又は除籍処分となった者若しくは退学の処分を受けた者も、当該学期分の授業料等納付金は納付しなければならない。

5 休学中の学生については、その期間分の授業料を免除する。

6 停学中の学生については、その期間分の授業料を徴収する。

- 7 学資の支弁が困難な学生に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。
- 8 前項の規定により、授業料の免除又はその徴収の猶予を受けることのできる学生は、各学期ごとに定める。
- 9 前8項に規定するもののほか、授業料の免除及び徴収猶予の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第63条 既納の検定料、入学料、授業料は、次の各号に掲げる場合を除き、これを返還しない。

- (1) 入学願書の提出時又はその後において出願資格を欠くことが判明した者及びその他特別な事由があると認められた者に対しては、別に定めるところにより当該検定料の全部又は一部を返還する。
- (2) 前学期分授業料徴収の際、後学期分授業料を併せて納付した者が、後学期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合は、後学期分の授業料に相当する額を返還する。
- (3) 前条第3項の規定により、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したときは、納付した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

## 第16章 附属機関

(B Lab)

第64条 本学に附属機関として、B Lab を置く。

- 2 B Lab に関し必要な事項は別に定める。

第65条 削除

第66条 削除

(デベロップメントセンター)

第67条 本学に附属機関として、デベロップメントセンターを置く。

- 2 デベロップメントセンターに関し必要な事項は別に定める。

(地域連携センター)

第68条 本学に附属機関として、地域連携センターを置く。

- 2 地域連携センターに関し必要な事項は別に定める。

## 第17章 図書館

(図書館)

第69条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

## 第18章 保健室

(保健室)

第70条 本学に、教職員及び学生の健康を管理するため、保健室を置く。

- 2 保健室に関し必要な事項は別に定める。

## 第19章 学生相談室

(学生相談室)

第71条 本学に、学生の修学、心理、健康等の諸問題について、相談に応じ、助言を与えるため、学生相談室を置く。

2 学生相談室に関し必要な事項は別に定める。

## 第20章 削除

第72条 削除

## 第21章 IR室

(IR室)

第73条 本学に、教育理念及び目的を実現するために必要な調査、分析及び提言を行うため、IR室を置く。

2 IR室に関し必要な事項は別に定める。

## 第22章 改正

(改正)

第74条 本学則の改正は、学長が決定する。ただし、学部の教育研究に関する事項に係る改正については、学部教授会の議を経るものとする。

## 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

改正後の別表1は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度以前の入学生については、なお従前の例によることとする。

## 附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定にかかわらず、令和7年度、令和8年度及び令和9年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科の名称	収容定員		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科	760人	720人	680人
合 計	760人	720人	680人

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1（第37条第2項関係）及び別表2（第44条関係）の規定は、令和7年度の入学生から適用し、令和6年度以前の入学生については、なお従前の例による。ただし、再入学、編入学又は転入学した者については、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第37条第2項関係）

情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 授業科目の名称及び単位数

基礎科目

現代社会基礎科目

キャリア形成

授業科目の名称	単位数
イノベーションの志	2
ビジネス入門	2
キャリアデザインⅠ	1
キャリアデザインⅡ	1

現代社会理解

授業科目の名称	単位数
英語コア・スキルズⅠ	2
英語コア・スキルズⅡ	2
eスポーツ	2
経営倫理	2
サステナビリティ経営	2
最新技術動向論	2
英米文化演習	2

論理思考

授業科目の名称	単位数
スタディスキル	2
数学基礎	2
社会調査法	2

職業専門科目

経営科目

組織管理

授業科目の名称	単位数
マネジメント（経営学基礎）	2
オペレーションズマネジメント	2
問題形成と問題解決	2

授業科目の名称	単位数
ビジネスゲームによる経営意思決定	2
企業戦略論	2
組織行動論	2
人的資源管理論	2
デザインと経営	2
クロステックビジネスデザイン	2

#### マーケティング

授業科目の名称	単位数
マーケティング基礎	2
マーケット・イノベーション	2
Web マーケティング	2

#### 会計・財務・法務

授業科目の名称	単位数
アカウンティング入門	2
アカウンティング応用	2
ファイナンス入門	2
起業資本政策入門	2
コーポレートファイナンス	2
税務会計・会計処理	2
企業法務基礎	2
企業法務応用	2

#### 情報通信技術科目

##### ICT 基礎

授業科目の名称	単位数
ICT 入門	2
プログラミング基礎実習	2
プロトタイピング実習	2
コンピュータアーキテクチャ	2
オペレーティングシステム入門	2
データ構造と処理法	2
情報系数学応用 A	2

授業科目の名称	単位数
情報系数学応用 B	2
情報系数学応用 C	2

#### インフラストラクチャ設計・構築

授業科目の名称	単位数
データベース	2
情報システムのプロジェクト管理	2
プログラミング応用実習 (Web プログラミング)	2
インフラストラクチャ構築演習	2
システムインテグレーション	2
クラウド活用演習	2

#### アプリケーション設計・開発

授業科目の名称	単位数
デザイン入門	2
インタラクティブデザイン入門	2
プログラミング応用実習 (デザインプロトタイピング)	2
UX デザイン	2
モデル化と要求開発	2
ソフトウェアプロセスと品質	2
電子回路	2
IoT	2
インタラクティブデザイン応用	2

#### ネットワーク・セキュリティ

授業科目の名称	単位数
ネットワーク技術	2
ネットワーク構築 I	2
プログラミング応用実習 (ネットワークプログラミング)	2
ネットワーク構築 II	2
ネットワーク構築 III	2
情報セキュリティ I	2
情報セキュリティ II	2

授業科目の名称	単位数
情報セキュリティⅢ	2

データサイエンス

授業科目の名称	単位数
データサイエンス基礎	2
データサイエンス応用	2
ビッグデータ	2
AI	2

領域共通科目

プロジェクト実践

授業科目の名称	単位数
プロジェクト入門	2
基礎プロジェクトⅠ	2
基礎プロジェクトⅡ	2
イノベーション特講 a	2
イノベーション特講 b	2
イノベーション技法 a	1
イノベーション技法 b	1

事業構想・提案

授業科目の名称	単位数
イノベーションプロジェクトA	1
イノベーションプロジェクトB	1
イノベーションプロジェクトC	1
イノベーションプロジェクトD	1

職業実践

授業科目の名称	単位数
実習事前指導	1
臨地実務実習	20
実習事後指導	1

展開科目

国際コミュニケーション科目

国際コミュニケーション

授業科目の名称	単位数
ビジネス英語実習Ⅰa	1
ビジネス英語実習Ⅰb	1
ビジネス英語実習Ⅱa	1
ビジネス英語実習Ⅱb	1
ビジネス英語実習Ⅲa	1
ビジネス英語実習Ⅲb	1
ビジネス英語実習Ⅳa	1
ビジネス英語実習Ⅳb	1
Business Discussion and Debate	2
Business Interpretation	2
Business Presentation	2
Global Business Pitch	2
Business Negotiation	2
中国語コミュニケーション（初級）	2
中国語コミュニケーション（中級）	2

多文化・国際化社会理解

授業科目の名称	単位数
日本文化	2
多文化理解	2
比較宗教論	2
国際情勢論	2
国際開発論	2
国際メディア論	2
製造業における国際化	2
ファイナンス業における国際化	2
サービス業における国際化	2
農業・林業・漁業における国際化	2

総合科目

卒業研究科目

イノベーション実践

授業科目の名称	単位数
プロジェクト実践演習Ⅰ	2
プロジェクト実践演習Ⅱ	2
プロジェクト実践演習Ⅲ	2

別表 2 (第 4 4 条関係)

## 情報経営イノベーション学部 情報経営イノベーション学科 卒業要件単位数

科目区分			卒業要件単位数				
			必修	選択必修	選択	自由	小計
基礎科目	現代社会基礎科目	キャリア形成	6	0	0	0	20
		現代社会理解	4	4	2	0	
		論理思考	4	0		0	
職業専門科目	経営科目	組織管理	2	10	16	0	82
		マーケティング	2			0	
		会計・財務・法務	4			0	
	情報通信技術科目	ICT 基礎	6	10		0	
		インフラストラクチャ設計・構築	0			0	
		アプリケーション設計・開発	0			0	
		ネットワーク・セキュリティ	0			0	
	領域共通科目	データサイエンス	0			0	
		プロジェクト実践	6	0		0	
		事業構想・提案	4	0		0	
		職業実践	22	0	0	0	
展開科目	国際コミュニケーション科目	国際コミュニケーション	8	4	0	0	20
		多文化・国際化社会理解	0	8	0	0	
総合科目	卒業研究科目	イノベーション実践	6	0	0	0	6
合計			74	36	18	0	128

## 備考

- 1 この表に定める卒業要件単位数のうち、40単位以上は実験、実習又は実技による授業科目に係る単位とする。
- 2 前号の実験、実習又は実技による授業科目に係る単位には、臨地実務実習に係る単位を20単位以上含むものとする。